

11月 第2回 神戸市西区相続と不動産無料相談会

家族の相続問題と不動産問題を一挙に相談できる相談会です!!

神戸市西区在住の方・会場のお近くにお住まいの方はどうぞお気軽にご来場ください。当日のご来場もお受けいたします。(事前予約優先)

2日間限定! 専門家が不動産や相続のお困りごとの相談をお受けします!!
司法書士・税理士・不動産コンサルタントが神戸市西区に集結!!



相続診断士
宅地建物取引士
瀧田 貴大



司法書士
上内 紀裕



税理士
松浦 龍太

日経新聞
税務調査で頼れる
税理士5選
に選ばれ、
掲載されました!

- 相続(手続き・税金・対策)・不動産(売却・管理・活用)に関する不安・疑問・要望はございませんか?
- 相続税がいくらかかるのか把握したい
 - 相続登記を相談・依頼したい
 - 生前にできる相続対策について相談したい
 - 賃貸経営のトラブルや管理方法の相談をしたい
 - 不動産問題(借地・底地/共有/空き家/売却)の相談をしたい
 - 予定している遺産相続が相続税に及ぼす影響を知りたい
 - 相続税申告をお願いしたい
 - 家族信託の活用方法を教えて欲しい

開催日時 **11/12日・13日**
10:00~17:00 [最終受付16:00]

西区文化センター(旧西区民センター)
12日 10:00~12:00 2階 会議室6 | 13日 2階 会議室2
13:30~17:00 2階 会議室1

● 神戸市西区糎台5-6-1 ● 西神中央駅から徒歩3分 近隣に有料駐車場あり

家族信託・遺言 | 相続税申告 | 不動産の問題 | 賃貸経営・建て替え | 遺産分割のご相談 | 相続手続

注目ニュース1 2024年4月から**相続登記**が**義務化!**

相続した不動産の登記をしないとどうなるの?
不動産を相続した場合、その相続を知ってから**3年以内**に相続登記をしないと、**10万円以下の過料**が科される可能性があります。

100万円以下の土地は免税措置対象になる?
現在、**100万円以下の土地**を相続登記する場合、登録免許税の「**免税措置**」が実施されています。是非ご相談ください。

注目ニュース2 2024年1月に**生前贈与**の**税改正!**

どの点が改正されるの? 新制度ってなに?
生前贈与加算の対象を死亡日前の**3年間**から**7年間**に延長することが決定。相続時精算課税に**年110万円控除**の新制度も導入されます。

贈与税の申告は難しいの?
昨年度、申告漏れや、誤った申告をした割合はなんと**93.4%**! ペナルティとして追徴課税が掛かることも...そうならない為に、専門家に相談して**円滑な贈与計画**を考えてみませんか?
※令和3事務年度における相続税の調査等の状況(国税庁)

相談員
● 司法書士/上内 紀裕 (大阪司法書士会 第5039号)
● 税理士/松浦 龍太 (近畿税理士会 第139021号)
● 相続診断士・宅地建物取引士/瀧田 貴大

お問い合わせ・ご予約 【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※当日の日程が合わない場合にも柔軟に対応いたします。※土日祝もお気軽にお電話ください。

0120-851-666

FREEDIAL

事前予約制 WEB予約も受付中!
詳しくは裏面へ

※予約の方が優先となりますが、当日直接会場へ来られた方も対応しております。

家族信託による認知症対策



もし、認知症になったら、所有する不動産や預貯金はどうなるんだろう。事前対策のアドバイスをしたい。

認知症や脳梗塞などで判断能力が低下すると、自宅を売却することやアパートの管理が難しくなります。また、預貯金が引き出せないリスクもあります。病気になる前に対策をすることで、アパートの管理などがスムーズにできます。その内容をお話しさせていただきます。



賃貸経営の問題点



賃貸物件(アパート・ビル等)が古くなってきた。空室がなかなか埋まらず、収支が悪くなり悩んでいる。

建物が築20年を超えてから空室が中々埋まらない、家賃を下げざるを得ない、と先々に不安を感じている大家さんが増えています。建物・設備の老朽化にともなう修繕費(リフォーム含む)も、お金を沢山かければ良いというわけではありません。空室・家賃収入減少・不良入居者等の問題による賃貸物件の経営改善をして、これから先の不動産賃貸経営が安定して行えるようにご提案いたします。



相続税申告



相続税の申告だけでなく、将来の相続をふまえた相談をしたい。

相続は、家族関係の問題と財産の問題が複雑にからまる上に、税金のことも気になるとても難しい問題です。どんな備えが必要なのか、何から取り組んだら良いのか、相続について常日頃から取り組んでいる税理士に相談してみませんか。



遺産分割のご相談



子どもたちが揉めないように分けたい。何か良い方法はあるの？

不動産は分けにくい財産です。共有で相続することは問題の先延ばしになってしまい、後々、子どもたちが揉めてしまうケースもあります。遺言書作成や納税資金確保など、どんな対策方法があるのか専門家にご相談ください。勿論、不動産の売却のご相談も承っております。



不動産の問題点



親から不動産を相続したが、土地の賃貸は権利関係がよく分からない。

土地の賃貸(借地権)の問題は、あやふやな点が多いので、貸主と借主の認識の違いによりトラブルに発展することもあります。専門家に相談し、何が問題なのかを把握しましょう。他に、親族と共有状態の不動産や実家の空き家問題等、次世代に引き継がせずに、今、解決をしておきましょう。



相続手続



相続手続きって何から手を付ければ良いのか分からない。名義変更の仕方が分からない。

相続が開始されると名義変更・登記・相続税申告・役所への各種手続きが必要となってきます。また、期間の制限のあるものや複雑な手続きが必要なものもあります。当相談会では、ご相談者様一人ひとりに合わせたオーダーメイドの相続手続きプランをご提案いたします。※各種専門家と提携。



電話で予約をする時間がない…そんな方は
WEB予約も受付中!!



左記、QRコード(相談会予約専用WEBサイト)より、ご予約希望日時を選択しご予約ください。

- ご予約は先着順の為、ご希望の日時でご予約をお取りできない場合がございます。
- ご予約の確定はメールにてお知らせいたしますので、ご確認ください。

※迷惑メールフォルダに振り分けられる場合もございますのでご注意ください。



相続安心
相談
グループ

司法書士法人カナリヤ

大阪府大阪市中央区北浜東1番12号 千歳第一ビル6階

智創税理士法人 神戸事務所

兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館22階

株式会社HitoToki

兵庫県明石市西明石北町1-3-20 エルコーポ88 1階

お問い合わせ・ご予約【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※土日祝もお気軽にお電話ください



0120-851-666

事前
予約制